

生駒市地域防災計画

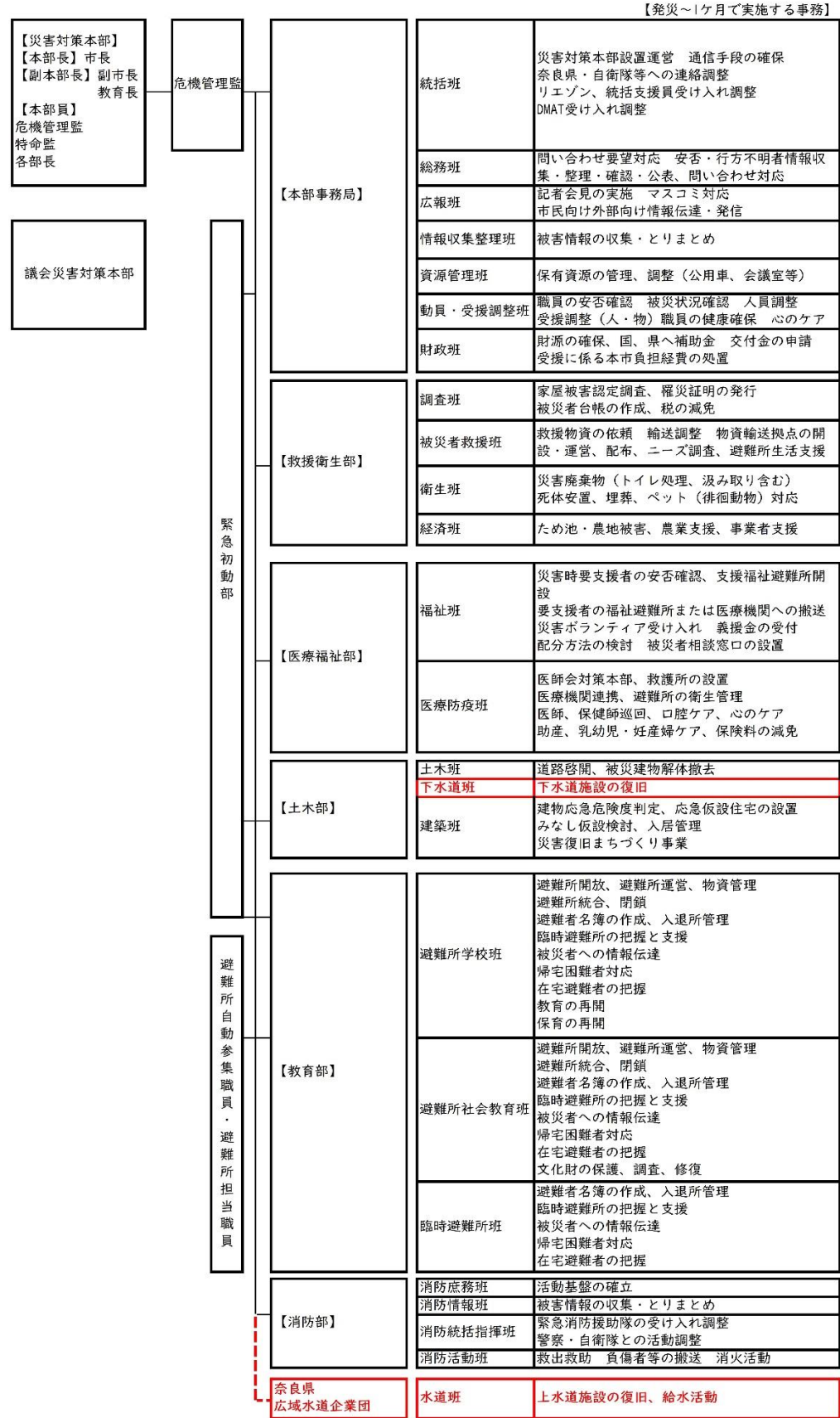
【本編】

(修正案)

令和 7 年 2 月 17 日

災害対策本部編成表（本編）

令和7年4月1日現在



第2節 広域防災体制の確立

現状	周辺及び県内都市と災害相互応援協定を締結しているとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、友好都市及び全国青年市長会に加盟する全国自治体と相互応援協定を締結している。
課題	遠隔地の自治体等と平素から連絡を取り、関係を密にしておくことが求められている。
基本方針	大規模災害を視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図るため、受援や支援に備えて、他の公共団体等と情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定等を締結するなど、より実践的な体制の確立を図る。

→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧

資料集 5-1-1 防災拠点、受け入れ拠点一覧

1 受援体制の整備	経営企画部、消防本部
市は、応援要請後、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村からの応援部隊等が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。 応援職員等の宿泊場所の意確保が困難となる場合も想定し、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 また、平時から協定を締結した団体間で、訓練、情報交換等の実施に努めるとともに、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援団体の執務スペース、宿泊場所、待機所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。	
2 支援体制の整備	経営企画部
市は、市外での大規模災害発生時に備えた支援体制の整備に努めるとともに、防災関係機関や各種団体等との連携を強化し、派遣可能な職員等の人数の把握に努める。 また、大規模災害発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進めるとともに、広域避難について協定を締結している市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。	

修正理由：防災基本計画の修正

第3節 防災拠点の整備

現状	防災拠点として、災害対策本部は市役所、地域防災拠点は総合公園体育館及び消防署北分署、地区防災拠点は各中学校と定めるとともに、受入拠点として、山麓公園、ふれあいセンター、生駒北スポーツセンター等の施設を定めている。また、文教施設を中心に避難所に指定している。
課題	東日本大震災の教訓から、災害対策本部等の防災拠点には耐震化等による安全性の確保や代替施設の確保、非常用電源設備等の整備や燃料備蓄等による自立性の強化が求められている。
基本方針	災害時において、防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

→ 資料集 2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所

→ 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧

1 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の指定・整備	経営企画部
市は、適切な建物を指定緊急避難場所や指定避難所として指定し、市民に周知する。 また、市内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点として位置づけるとともに、自衛隊や県等からの応援を受入れるときに、応援活動の拠点となる施設及び場所を受入拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点や受入拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。	
2 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の機能強化	経営企画部
市は、指定緊急避難場所や指定避難所、防災拠点、受入拠点に関する建物等の耐震化・不燃化等を図り、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じるなど安全性を確保するとともに、備蓄品、資機材等を整備し、機能強化を図る。 また、それぞれの代替施設の選定など各機能のバックアップ対策を講じるとともに、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。	

■防災拠点

種別	設置場所	役割と機能
災害対策本部	生駒市役所 (代替：消防本部)	市の災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担う。
地域防災拠点	総合公園体育館	県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受入拠点であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。
	消防署北分署	北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担う。
地区防災拠点	各中学校	地区防災拠点は中学校を単位として、災害時には、地域の情報や救護の活動拠点としての役割を担う。

■受入拠点

種別	自衛隊	県・市町村	緊急消防援助隊	災害ボランティア
活動拠点	市全域	庁舎 地区防災拠点等	消防本部庁舎 生駒小学校運動場 総合公園グラウンド	北コミュニティセンター ISTA はばたき
宿舎等	山麓公園 生駒北スポーツセンター グラウンド	別紙）応援職員等 宿泊受入施設一覧	山麓公園多目的広場 生駒北スポーツセンターグラウンド 総合公園グラウンド 北大和野球場、グラウンド	—

市保有施設の応援職員等宿泊受け入れ能力一覧

令和7年2月現在

No	施設名称	所在地	宿泊場所	広さ等	収容 人数	施設 小計	駐車場	備考	所管		
1	山麓公園 ふれあい センター	俵口町 2088番地	洋室111		16	247	有	二段ベッド×8常設	自衛隊派遣時 別途調整	施設内男女別入浴施設あり	みどり公園課
2			洋室112		16			二段ベッド×8常設			
3			洋室113		16			二段ベッド×8常設			
4			洋室114		16			二段ベッド×8常設			
5			洋室211		16			二段ベッド×8常設			
6			洋室212		16			二段ベッド×8常設			
7			洋室213		16			二段ベッド×8常設			
8			洋室214		16			二段ベッド×8常設			
9			研修室101和室	10畳	4			机・金庫・テレビ等あり			
10			研修室102和室	10畳	4			机・金庫・テレビ等あり			
11			研修室103和室	21畳	9			机・金庫・テレビ等あり			
12			研修室201和室	10畳	4			机・金庫・テレビ等あり			
13			研修室202和室	10畳	4			机・金庫・テレビ等あり			
14			研修室203和室	10畳	4			机・金庫・テレビ等あり			
15			研修室204和室	10畳	4			机・金庫・テレビ等あり			
16			多目的室205	174㎡(10.4×16.8m)	34			テーブル・椅子等多数			
17			研修室301	80.9㎡(10.5×7.7m)	0			社会福祉協議会に賃貸中			
18			研修室302	82.4㎡(10.3×8.0m)	16			折り畳み机・椅子多数			
19			研修室303	76.0㎡(8.0×9.5m)	14			折り畳み机・椅子多数			
20			研修室304	120㎡(10.0×12.0m)	22			折り畳み机・椅子多数			
21	高山竹林園	高山町 3440番地	研修室	40㎡(7.4×5.4m)	8	21	有	椅子・折り畳み机有り			
22			和室(待合他)	8畳×2+4畳+板間2畳	10			水回り有り			
23			和室(応接室)	8畳(4.9×4.9m)	3			床の間、折り畳めない机有り			
24	花のまちづくり センターふ ろーらむ	真弓1丁目 11番16号	研修室1	74.1㎡(10.3×7.2m)	17	24	有	折り畳み机・椅子多数	隔壁を 撤去可能		
25			研修室2	17.2㎡(4.8×3.6m)	4			折り畳み机・椅子あり			
26			研修室3	15.8㎡(4.4×3.6m)	3			〃、給湯室の張り出しあり			

No	施設名称	所在地	宿泊場所	広さ等	収容 人数	施設 小計	駐車場	備考	所管	
27	生駒市教育 支援施設	北新町 12-32	1Fコミュニティ室	86.6㎡(5.7×15.2m)	19	114	無 (※)		学習指導課 (教育総務課)	
28			1F適応指導室	127㎡ (13.0×9.0m+6畳)	26			カウンセリング室3と接続		
29			1Fカウンセリング室3	11.8㎡(3.0×3.6m)	2			ドア内開き、適応指導教室に接続		
30			1Fカウンセリング室1	10.5㎡(2.4×4.4m)	4			テーブル・椅子あり		
31			1Fカウンセリング室2	7.2㎡(2.4×3.0m)	2			テーブル・椅子あり		
32			2Fプレイルーム	54.0㎡(6.0×9.0m)	14					
33			2F会議室	54.8㎡(12.0×12.9m)	29			多目的室に接続、雨漏り箇所あり		
34			2F多目的室	108㎡(12.0×12.0m- 6.0×6.0m)	18			会議室に接続 ローカウンター、ソファークッションあり	生涯学習課 (教育総務課)	
35	市民活動推 進センター ららポート	元町1丁目 7番6号	研修室A	63㎡(8.1×7.8m)	9	13	無	倉庫部分、椅子、机あり	老朽化	地域コミュニティ 推進課(市民活動 推進センター)
36			研修室B	23㎡(3.9×5.9m)	4			椅子、机あり		
37	ふるさと ミュージアム	山崎町 11番7号	多目的室	59.3㎡(5.7×10.4m)	11	11	有	椅子・折り畳み机、柱3本有り	生涯学習課	
38	人権文化 センター	小平尾町 1549番地	教養講話室	51㎡(6.4×8m)	10	101	有 (30台)	パイプ椅子・長机あり	風水害 時指定 緊急避 難場所	人権文化 センター
39			和室	13.1㎡(2.8×4.7m)	2			間仕切り折り畳み開放可能		
40			クラブ室(和室)	15.9㎡(2.8×5.7m)	3					
41			別館	78.5㎡(6.5m×12.6 m)	15			パイプ椅子・長机あり		
42	小平尾南 児童館	小平尾町 1550番地1	1Fプレイルーム	105㎡(7.5×14m)	22			バスケットゴールあり		
43			1F学習室	18.5㎡(5×3.75m)	2			書棚・図書等あり		
44			1F卓球室	26.3㎡(7.1×3.7m)	5			卓球台あり		
45			2F研修室	81.9㎡(7×11.7m)	18			ステージ・物入れを除く		
46			2Fランチルーム	37.5㎡(5×7.5m)	7			マット敷き、長机、備品あり		
47			2Fベビールーム	37.5㎡(5×7.5m)	7			マット敷き、備品あり		
48			2Fキッズルーム	52.5㎡(7×7.5m)	10			マット敷き、備品あり		

合計収容可能人数 531 人

※：教育支援施設の駐車スペースは2～3台分しかないので、一時的な乗降・積み下ろしのみに使用

◎宿泊場所の細部の割り当てに当たっては、男女の別に配慮する。

◎各施設の利用(割り当て)に際しては、当該施設の被害状況だけでなく、断水や停電にも注意する。(先方に伝える。)

参考：テレワーク&インキュベーションセンター(イコマド)は、その設置目的から、災害時にも努めて利用者に開放するため除外した。

第3節 受援体制の整備

災害が発生し、その被害が広範囲に及ぶなど、市単独では災害への対応が困難と判断されるとき、あらかじめ締結した応援協定等に基づき他都市や県に応援要請を行い、災害応急対策の万全を期す。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 応援の要請・要求 【自衛隊、県】						
【その他応援協定締結先等】						
2 受援体制の確保 【自衛隊、DMAT、TEC-FORCE、緊急消防援助隊】						
【その他応援協定締結先等】						
(参照) マニュアル編 第2章第3節 受援体制の整備 資料集 3-3-2 自衛隊派遣要請要求手続き						
資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧 資料集 6-1-3 県消防防災ヘリコプター派遣要請手続き 資料集 6-1-4 ヘリコプターの受入れ準備						

1 応援の要請・要求	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	市長が市単独では災害の対応が困難と判断したときは、自衛隊の災害派遣要請を県に要求するとともに、直接、自衛隊に災害派遣要請を行う。 また、人的支援、物的支援が必要なときは、応援協定締結団体、応援協定締結都市、県、他の市町村に対して、応援を要請する。 さらに、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣が必要なときは、県に斡旋を要求する。
主な連携先	応援協定締結団体（協定に基づく支援）、協定締結都市（協定に基づく支援）、県（応援調整）、緊急消防援助隊（消防の応援）、TEC-FORCE（応急復旧対策）、DMAT（医療の支援）、DPAT（精神医療の支援）、自衛隊（災害派遣）

2 受援体制の確保	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	応援を受けるときは、支援する機関との連絡を速やかに行うための連絡窓口を事務局に設置し、派遣部隊等の到着時間、人員、責任者の氏名及び連絡先等を確認する。 また、派遣部隊等の依頼事項作業計画を作成するほか、必要に応じて、食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等について調整準備する。 なお、派遣部隊等到着時は、作業計画等について協議を行い、県に報告する。 自治体応援職員等の宿泊場所を確保することが困難な場合に備えて活用可能な施設やスペースをリスト化しておく。
主な連携先	応援協定締結団体（協定に基づく支援）、協定締結都市（協定に基づく支援）、県（関西広域連合等応援調整）、緊急消防援助隊（消防の応援）、TEC-FORCE（応急復旧対策）、DMAT（医療の支援）、DPAT（精神医療の支援）、自衛隊（災害派遣）

修正理由：防災基本計画の修正

第7節 食料・飲料水・生活必需品の備蓄、確保

現状	防災倉庫を整備し、災害用物資の備蓄を行っているほか、民間事業者と物資の調達、供給等に関する協定を締結している。また、緊急耐震貯水槽等を整備するとともに、県や近隣自治体等と水道事業に関する相互応援協定を締結して奈良県広域水道企業団を通じ、災害時の水の供給体制を確保している。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで1万人を超える避難所生活者が発生することが予想されており、避難生活が長期にわたるときは、市の備蓄物資のみでは、食料・飲料水・生活必需品等の供給が不足する。
基本方針	食料・飲料水・生活必需品の備蓄は、市民自らが行うことを基本とする。 ただし、災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制について整備する。 また、市民・企業等に対して、災害発生直後の最低限の水、物資（食料、生活必需品）の確保を自ら図るように周知・啓発に努める。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 5-1-2 災害時の給水拠点
- 資料集 5-2-1 防災倉庫の保管数量表
- 資料集 5-2-2 備蓄方針
- 資料集 5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況

1 物資の備蓄	経営企画部、地域活力創生部、市民
市は、地震被害想定での避難所生活者数を参考として、備蓄目標を設定し、食料、水及び生活必需品の確保に努める。 備蓄方法は、分散して配備する防災倉庫での公的備蓄、関係団体等との応援協定締結による流通備蓄により行う。 また、市民に対して、パンフレットの配布や防災訓練等を通じ、自主備蓄すべき物資等の種類や量について啓発する。 市民は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想される7日分程度の食料及び水を各家庭で備蓄することに努める。	
2 給水体制の整備	奈良県広域水道企業団上下水道部
市奈良県広域水道企業団は、災害時の応急給水に備え、計画的に緊急耐震貯水槽や緊急遮断弁、緊急用給水設備等を整備するとともに、維持管理に努める。 また、給水タンク車、給水用資機材等を備蓄し、保有状況、支援可能人員等の給水に必要な情報を常に保有するとともに、維持管理に努める。	
3 調達体制の整備	経営企画部
市は、飲料水、食料、生活必需品等の緊急物資について、協定締結済みの関係団体等と連携し、災害時の調達体制をあらかじめ整備する。 なお、応援協定締結状況から、調達可能な物資の品目・数量・集積場所及び担当部署等を確認しておく。 特に、食物アレルギーやハラールに配慮した食料の確保に努める。	

修正理由：奈良県広域水道企業団の設立による事務の移行

第6節 ライフライン施設等の災害予防対策

現状	市は下水道施設の災害予防対策を、上水道施設の応急復旧については、 奈良県広域水道企業団が実施する 。奈良県及び県下市町村、日本水道協会奈良県支部、生駒市上水道協同組合、電気設備の応急復旧については、奈良県電気工事工業組合、L Pガスの供給については、奈良県高圧ガス保安協会生駒支部等とそれぞれ応援協定を締結している。また、平成 29 年 12 月からは「いこま市民パワー株式会社」が設立され、市庁舎や教育施設等に電力を供給している。
課題	上下水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設や鉄道施設の機能支障は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間を要する場合があります、応急対策活動や市民生活に与える影響が大きい。
基本方針	ライフライン関係事業者は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を推進する。

→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧

1 上水道、下水道施設の災害予防	建設部、上下水道部 奈良県広域水道企業団
市は上水道、下水道の施設・設備について、より耐災性を強化するとともに、保守点検や災害対策用資機材の整備、訓練の実施に努める。 また、緊急時における迅速な復旧を図るため、復旧工事を実施する業者等と災害時における応援協定締結を推進する。 なお、協定締結済みの団体とは、平時より、訓練、情報交換等の実施に努める。 また、施設の改修や更新の際は災害に対応するよう努力する。 市は、災害に備えて奈良県広域水道企業団が実施する上水道施設・設備の災害予防対策の協力を努める。また、災害時の対応が速やかに確立できるよう連絡体制を整える。	
2 公共施設の災害予防	各部
避難所等に指定されている公共施設を増設や改修する場合、災害時、停電・断水等に対応するために、災害用マンホールトイレや非常用自家発電設備等、可能な限り防災設備の整備に努める。また、公共施設を新設や改修する場合、可能な限り防災設備を整備し、災害対応に努める。	
3 その他ライフライン施設の災害予防	経営企画部
市は、災害の発生に備えて、一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者、鉄道事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。 さらに、突発的な事故発生時において初動が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。	
4 ライフライン関係事業者の災害予防	ライフライン関係事業者
ライフライン関係事業者は、それぞれの保安規定等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。	

修正理由：奈良県広域水道企業団の設立による事務の移行

第2節 物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な飲料水および生活用水、食料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、災害時要援護者や男女等のニーズの違いに配慮する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 飲料水の供給						
2 食料、生活必需品の供給						
(参照) マニュアル編 第4章第2節 物資の供給 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧						
資料集 5-1-2 災害時の給水拠点 資料集 5-2-3 給水関係物資の備蓄・整備状況						

1 飲料水の供給	
担当部	水道部 奈良県広域水道企業団
実施内容	水道管の損傷等により断水が発生したとき、最小限の飲料水として1日1人当たり3リットルを基準として応急給水を行う。 応急給水は、避難所等に簡易水槽を仮設し、給水タンク車や給水タンクによる運搬等により行う。また、トイレ、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保に努める。 なお、給水量は、復旧状況に応じて、段階的に増やす。
主な連携先	日本水道協会（協定に基づく応援）、北和都市水道事業協議会構成市（協定に基づく応援）、県（協定に基づく応援）

2 食料、生活必需品の供給	
担当部	救援衛生部、医療福祉部
実施内容	避難所ごとの避難者数を把握し、食料や生活必需品の必要量を算定する。 食料、生活必需品は、原則、備蓄物資を使用するが、必要量が確保できないときは、協定締結先、県等に対して応援要請を行い、また、必要に応じて、生駒市学校給食センター及び生駒山麓公園ふれあいセンターで炊き出しを行い、必要量の調達に努める。 炊出し及び食料、生活必需品の配給にあたっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加して実施する。 なお、炊出しその他による食料の供給は、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等に配慮したものを供与する。
主な連携先	生駒商工会議所（協定に基づく応援）、生駒市地域婦人団体連絡協議会（炊き出しへの協力）、日本赤十字社奈良県支部（炊き出しへの協力）、ボランティア（物資の配給等への協力）、県（応援調整）、農林水産省生産局（災害救助米穀等の引渡し） キッチンカー（協定に基づく応援）

修正理由: 奈良県広域水道企業団の設立による事務の移行

防災基本計画の修正

キッチンカー事業者との協定締結

第7節 ライフラインの応急復旧

上・下水道、電気、電話、ガス、鉄道等のライフライン施設において、その機能が停止または低下したとき、それぞれの事業者は、代替サービスの提供や機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

		業務実施時期の目安					
		発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 上・下水道施設の 応急復旧	【広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
2 電気の応急復旧	【連絡調整、広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
3 電話・通信の応 急復旧	【連絡調整、広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
4 都市ガスの応急 復旧	【連絡調整、広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
5 鉄道の応急復旧	【連絡調整、広報】						
	【被害状況の調査】						
	【応急復旧】						
(参照) マニュアル編 第4章第7節 ライフラインの応急復旧							

1 上・下水道施設の応急復旧	
担当部	水道部 土木部 奈良県広域水道企業団
実施内容	上・下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を策定する。 また、復旧計画に即して、順次応急復旧を進めるとともに、復旧状況や今後の見通しを市民に広報する。
主な連携先	生駒市上水道協同組合（協定に基づく応援）、指定給水装置工事事業者（協力）、排水設備指定工事店（協力）、日本水道協会（協定に基づく応援）、県（協定に基づく応援）、北和都市水道事業協議会（協定に基づく応援）

2 電気の応急復旧	
担当部	本部事務局
実施内容	電力設備が被災し、広域かつ長期間にわたり停電等が発生したとき、一般電気事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 一般電気事業者は、設備の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努めながら、応急復旧を進める。
主な連携先	関西電力(株)（応急復旧等）、いこま市民パワー(株)、奈良県電気工事工業組合（協定に基づく応援）

修正理由：奈良県広域水道企業団の設立による事務の移行

第9節 廃棄物処理体制の整備

現状	市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。
課題	地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。
基本方針	災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。

→ 関連計画集Ⅷ 生駒市災害廃棄物処理計画

1 収集車両の整備及び点検	地域活力創生部
市は、廃棄物及びし尿の運搬車両について、災害時に市が要請すれば直ちに出勤できるよう、平時から車両を整備し、点検しておくよう、委託業者・許可業者等に協力依頼する。	
2 廃棄物及びし尿の処理施設等の整備	地域活力創生部
市は、所管する処理施設等が災害により円滑な稼働を損なわれることがないように、平時から施設設備の点検整備と施設保護に努める。 また、非常時の緊急停止後の軽微な故障の対応や、速やかなプラント再稼動について運転管理を受託している業者に備えさせる。さらに、プラント損傷時に速やかな復旧を実施するため、プラントを設計施工したメーカーから協力が得られる体制を構築することに努める。 さらに、平時から仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。	
3 災害時の相互応援協力体制の確立整備等	地域活力創生部
市は、一般廃棄物収集運搬（し尿を含む）の委託業者・許可業者に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めるとともに、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づき、支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。	
4 仮設トイレの確保	経営企画部、地域活力創生部
市は、避難所等の生活環境を確保するため、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに簡易トイレ等の清潔で安全なトイレの設置に努める。また、その処理に必要な措置を講じる。 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、仮設トイレなどを取扱うリース業者との協定の締結等、その調達が迅速かつ円滑に行えるよう体制を整備する。	

修正理由:防災基本計画の修正

第1節 情報収集・整理・伝達

災害発生後、県及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、**総合防災システムを用いてトリアージ（優先順位付け）**できるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 通信手段の確保							
2 情報の収集、整理							
3 情報の伝達、報告							
4 市民への情報発信・広報							
(参照) マニュアル編 第2章第1節 情報収集・整理・伝達 資料集 4-1-1 防災行政無線一覧 資料集 4-1-2 非常通信経路 資料集 4-2-4 県事業担当課への報告系統 資料集 4-2-5 火災・災害等即報要領 様式集 3-1 資料集 4-3-1 報道関係機関一覧 資料集 4-3-2 災害広報文例							

1 通信手段の確保	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害による被害状況等を的確に収集・伝達するために、通信手段を確保する。 通信手段は、一般加入電話、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、インターネット、防災行政無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等を基本とするが、それらの利用が著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自衛通信回線等を活用するほか、市内アマチュア無線愛好家有志団体による支援を受ける。 なお、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、市民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。 また、必要に応じて、通信手段が途絶した地域等に特設公衆電話の設置を依頼する。
主な連携先	(株)スイタ情報サービス（市施設の通信の確保）、西日本電信電話(株)（通信施設の確保）、近畿日本鉄道(株)（非常通信協力）、関西電力(株)（非常通信協力）、生駒警察署（非常通信協力）、生駒市アマチュア無線非常通信協力会（非常通信協力）、奈良県（防災行政通信ネットワークシステム運用）

2 情報の収集、整理	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害対策方針を決定するために必要な各種情報を収集し、情報をとりまとめる。 組織内部で把握する情報は、各部が適宜所管に係る被害概況調査を行い、人及び住宅、公共施設、ライフラインなどの被災情報を収集する。し総合防災システムを用いて情報を整理・共有する。 また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 なお、被害情報があるときは「火災・災害等即報要領」の様式に整理する。
主な連携先	防災関係機関（被害状況の把握）、奈良県（被害状況の把握）、

第1節 避難生活支援

災害による家屋の倒壊、浸水、流失等により避難生活を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設する。

避難所では、必要に応じて食料や飲料水、毛布などの生活物資を提供するほか、災害に関する情報の提供や相談受付等、避難生活の支援を行う。

また、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 避難所の開設・運営・閉鎖						
2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖						
(参照) マニュアル編 第4章第1節 避難生活支援 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧						
関連計画集 避難所運営マニュアル 避難所運営マニュアル別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」						

1 避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部 救援衛生部
実施内容	緊急避難場所に避難者を受け入れたときやその他必要と認めるときは、災害の規模・被害状況、避難者の状況、予想される避難期間の長さ等に応じて、指定避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設する。 避難所には職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行う。 なお、市民等避難者は、避難所に「避難所運営委員会」を設置し、避難者同士の協力による自主的な運営を行う。 また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、災害時要援護者のニーズに対する配慮等に留意する。 指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」および別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」にしたがい行う。 あらかじめ避難所レイアウトを作成し、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッドの設置に努める。また、避難者の健康状態・衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や入浴、洗濯、より快適なトイレの設置など、生活に必要な措置を講じるよう努める。 この際、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定される感染症の拡大の恐れがある場合は、避難所運営マニュアル別冊「緊急避難場所の開放と感染症対策」に基づき必要な対策を行う。 指定緊急避難場所以外の施設に住民などが避難し避難の長期化が予想される場合は、努めて早期に開設した指定避難所に収容するが、大規模災害時等やむを得ず当該施設での避難が長期化する場合は、「臨時の避難所」として状況を把握し、適宜必要な支援を調整する。 開設している指定避難所は、在宅避難や車中泊避難等を含む指定避難場所以外の避難者に対する支援拠点として必要な支援を実施する。
主な連携先	施設管理者（避難所開設・運営への協力）、自治会・自主防災会（避難所運営）、ボランティア（避難所運営への協力）

2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	医療福祉部
実施内容	被害の状況に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れる。 福祉避難所には、福祉避難所担当職員を配置するとともに、災害時要援護者のニーズに合わせて、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等の人材や福祉用具等を確保する。
主な連携先	社会福祉施設（福祉避難所開設・運営への協力）、ボランティア（コミュニケーション支援等）

修正理由：防災基本計画の修正

第5節 災害ボランティア活動支援環境の整備

現状	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置に備え、「災害支援マニュアル」を作成するとともに、県社会福祉協議会と共同して、災害ボランティア設置・運営訓練等の災害対応訓練を実施している。
課題	ボランティアは、自主的かつ自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できないため、災害ボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市の連携・支援が必要となる。
基本方針	災害時には、市や防災関係機関による防災活動だけでなく、市民や地域外からの災害ボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、災害ボランティア活動の普及、啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活性化を推進する。

→資料集 3-3-1 災害応援協定一覧 関連計画集 X「生駒市自治連合会防災計画」

1 災害ボランティア拠点の整備	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置運営できるよう、体制整備に努める。	
2 ボランティア活動支援体制の整備	市社会福祉協議会 地域活力創生部
市社会福祉協議会は、市、県、関係機関・関係団体・既存ボランティア及び自治会自治連合会と連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。	
3 災害ボランティアの育成・啓発	経営企画部、地域活力創生部、福祉部
市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、災害ボランティアの育成・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。	
4 専門ボランティアの把握	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、県ボランティア・NPO活動情報提供システム（奈良ボランティアネット）等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。	

災害ボランティアセンター設置予定場所	北コミュニティセンターISTAはばたき
--------------------	---------------------

修正理由：自治連合会防災計画の作成に伴う追記

第4節 ボランティアの受入れ

災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるように、市社会福祉協議会等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

自治連合会共助本部の設置に伴い、被災者のニーズ調査や市内ボランティア募集等の連携を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 災害ボランティアセンターの設置						
2 ボランティアの受入れ						
3 ボランティアの派遣要請等						
(参照) マニュアル編 第5章第4節 ボランティアの受入れ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧						
			関連計画集Ⅶ	災害支援マニュアル		
			関連計画集Ⅷ	生駒市自治連合会防災計画		

1 災害ボランティアセンターの設置	
担当部	医療福祉部
実施内容	多数の災害ボランティアが必要となる場合は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、市社会福祉協議会が市災害ボランティアセンターを設置する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの設置）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの設置）

2 ボランティアの受入れ	
担当部	医療福祉部
実施内容	市災害ボランティアセンターにおいて、被災者が必要とする支援、生活課題のニーズを把握するとともに、ボランティアの受付及び調整等、一般ボランティアの受入れ対応を行う。 なお、市災害ボランティアセンターの運営が市社会福祉協議会のみでは困難なときは、県社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、企業等に協力を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営） 自治連合会（共助本部で被災した地域住民が必要とする支援ニーズの把握の実施への協力）

3 ボランティアの派遣要請等	
担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	一般ボランティアを多数必要とする場合は、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて災害ボランティアの募集を行う。また、専門的スキルを有するボランティアを要する場合は、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対してボランティア派遣を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営） 自治連合会（共助本部で市内におけるボランティアの募集の実施への協力）

災害ボランティアセンター設置予定場所	北コミュニティセンターISTAはばたき
--------------------	---------------------

修正理由：自治連合会防災計画の作成に伴う追記

第6節 災害時要援護者の安全確保

現状	「生駒市避難行動要支援者避難支援プラン災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、 生駒市避難行動要支援者登録及び個別避難計画作成推進事業 災害時要援護者登録制度を運用し、 避難行動要支援者 災害時要援護者情報の把握等を行っている。
課題	東日本大震災以降、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨においてもでは、高齢者や障がい者の死亡率が高くなっており、消防団員や民生委員等多数の支援者が犠牲になった。こうした犠牲を抑える 災害時の避難支援を実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進 事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要である。
基本方針	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」や県の「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」などにしたが、 「生駒市避難行動要支援者避難支援プラン災害時要援護者避難支援プラン」 を運用し、市民や自治会・自主防災会と協力しながら 災害時要援護者の支援体制を整備するなど、災害時要援護者の安全確保に努める。

→ 資料集 2-1-1 **避難行動要支援者**災害時要援護者の避難行動支援について地域防災計画に定めなければならない事項

1 避難行動要支援者の災害時要援護者の避難行動支援体制の整備	福祉部
市は、「生駒市避難行動要支援者避難支援プラン災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、高齢者、障がい者等の状況を把握し、災害時要援護者避難支援員への研修や「避難行動要支援者災害時要援護者台帳※」を作成し支援が必要な人を把握します。また、希望に応じ「個別避難支援計画」をの作成しなど、災害時に迅速な避難行動支援ができる体制を整備する。 また、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料集に示す。 ※「災害時要援護者台帳」は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」として位置づける。また「個別支援計画」を、同法49条の14の規定に基づく「個別避難計画」として整備する。	
2 避難行動要支援者災害時要援護者の情報伝達体制の整備	経営企画部、福祉部、教育部
市は、災害に備えて、避難行動要支援者災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備を図るとともに、災害時に派遣可能な手話通訳者やボランティア等の把握に努める。 また、外国人に対しては、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレットの発行により、防災知識の啓発に努めるとともに、災害時に派遣可能な通訳やボランティア等の把握に努める。	
3 福祉避難所の整備	福祉部
市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議や民間事業者との協力により、避難行動要支援者災害時要援護者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。 また、福祉避難所に位置付けた施設については、平時より施設管理者と連携し、災害時に必要となる空間や物資・機材、人材、移動手段等の事前整備に努める。	